

Ⅲ KDBデータの活用について

追加的需要への対応に活用し得るデータの長所・短所の整理

- 介護施設・在宅医療等の追加的需要の受け皿となるサービスの検討に資するデータとして提示した3つのデータを比較した場合、集計データの精緻さの観点ではKDBデータが最も優れている。

地域医療構想WG・在宅医療WG合同会議
平成30年3月2日 資料2改

【概要】	患者調査	病床機能報告	国保データベース(KDB)
調査周期	3年に1度(直近はH29年度)	毎年	/
調査時期	9月	10月1日	
結果の公表	調査翌年	調査翌年	

【長所・短所】

「退院後の行き先」等について得られる情報	退院先	○	○	○
	退院患者の医療区分	× 医療区分別の退院患者の集計はできない	△ 医療区分別の退院患者の集計はできない 報告対象の病棟に入院中の患者の医療区分は分かる	○ 医療区分1の退院患者に限定した集計が可能
	退院後の在宅医療・介護サービスの利用量	× サービスごとの利用量は分からない	× サービスごとの利用量は分からない	○ サービスごとの利用量を把握できる
	集計単位の粒度	△ N数が少ないため、全国または都道府県単位の集計でなければ、有効な集計値が得られない	△ 患者住所地での集計はできない (医療機関所在地ベースであれば、市町村単位で集計が可能)	○ 患者住所地ベースで、市町村単位の集計が可能
利用するにあたっての作業負担	○ 厚生労働省にて一定の集計値を公表済み	○ 病床機能報告事務局(厚労省委託)にて一定の集計作業を実施し、都道府県に結果を提供する仕組み	△ 患者単位のデータであり、データ量が膨大	

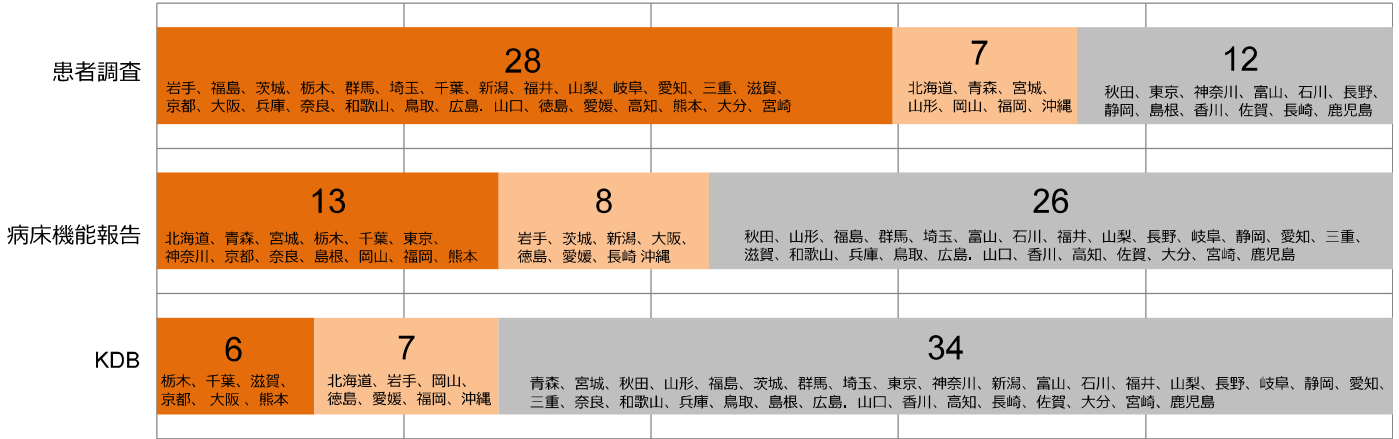
データの活用状況

- 追加的需要の受け皿となるサービスの検討にあたり、最も多く活用されたデータは、「患者調査」であった。
- 「KDB」のデータを協議の場に提示したのは13都府県にとどまった。

地域医療構想WG・在宅医療WG合同会議	資料 2改
平成30年3月2日	

- データ提示あり。サービスの按分にも活用。
- データ提示あり。按分には活用せず。
- データ提示なし。

※実際のデータの利活用状況は、二次医療圏単位で異なるが、本資料では、便宜上、都道府県単位に集約して集計した。（二次医療圏単位で状況が異なる都道府県は、最も多い選択肢に集約。）



（各データを活用しなかった理由の例）

- ・ いずれのデータも利用しなかった県：介護療養型医療施設からの移行分で、追加的需要の全てに対応可能であったため、いずれのデータも活用する必要がなかった。
- ・ 病床機能報告を活用しなかった県：KDBの対応で足りることから、活用しなかった。
- ・ KDBを活用しなかった県：時間の制約、経費の発生、技術的な困難さから対応が困難であった。

20

在宅医療の整備目標の設定プロセスについて（国保データベース（KDB）システムの活用）

- 「国保データベース（KDB）システム」とは、国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護）等から、保健事業等の実施に資する資料として①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

（平成25年10月稼働開始） ※KDBシステム運用状況（平成29年5月末現在）「市町村数1,741中 1,736市町村（99%）」

第11回医療計画の見直し等に関する検討会	資料 1改
平成29年6月30日	

KDBシステムが保有する情報



○健診・保健指導情報

- ・ 健診結果情報、保健指導結果情報等

○医療情報（国保・後期高齢者療）

- ・ 傷病名、診療行為、診療実日数 等

○介護情報・要介護（要支援）状態区分、利用サービス 等

- ・ 状態区分、利用サービス 等

- KDBシステムを活用して医療保険と介護保険の審査・支払情報を加工したデータを抽出し、分析することで、医療機関を退院した者のうち、退院後に介護保険サービスを利用する者の動向等を統計として把握することも可能。

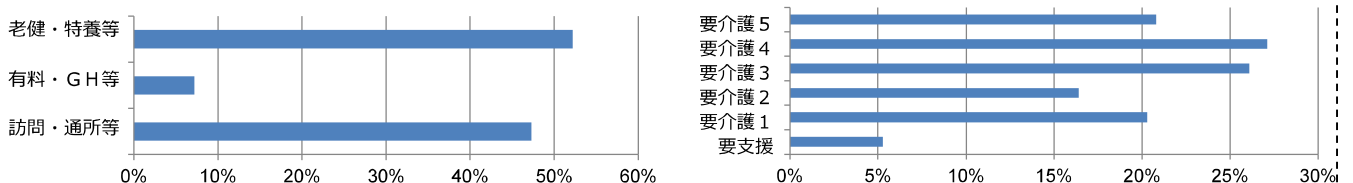
<分析例>

療養病床から退院した高齢者（65歳以上）における介護サービスの利用状況（同一県内の3市町村の分析例）

- ・ 療養病床から退院した高齢者（65歳以上、医療区分1）のうち、退院後介護サービスを利用した者の割合
27年4月～8月までの退院患者：251人
退院後6ヶ月以内に介護サービスを利用した者：207人

*上記の算出に当たっては、入院、退院、介護サービスの利用を、入院レセプトの有無、介護レセプトの有無等で定義判定

- ・ 療養病床から退院した高齢者（65歳以上、医療区分1）のうち、退院後介護サービスを利用した者の利用動向



21

22

■在宅医療・介護に係る分析支援データ集計業務事業

【趣旨】

国保データベース（KDB）システムを活用し、都道府県において在宅医療の体制整備にかかる取組状況を評価できるよう支援をする。

【事業概要】

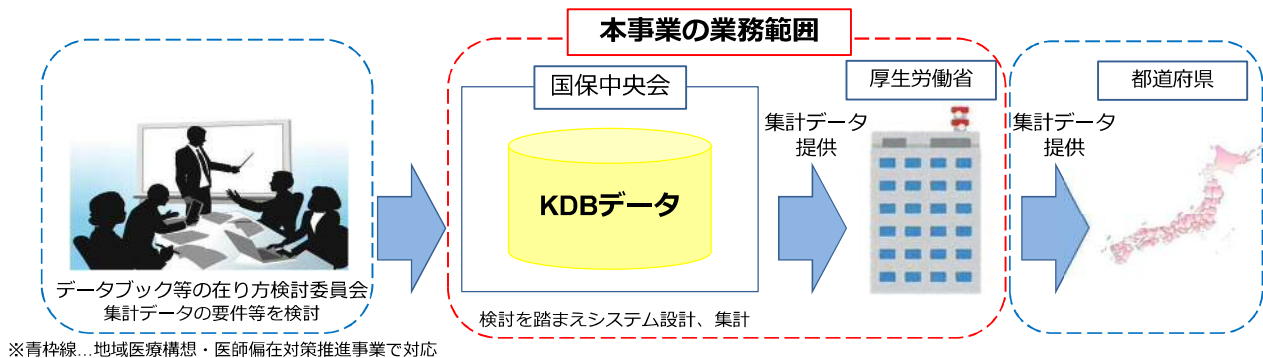
国民健康保険中央会（以下、国保中央会という。）において、以下のシステム設計及びデータ設計を行い、国に提供を行う。

① 2020年度の第7次医療計画の中間見直し及び第8期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて、地域医療構想に伴う在宅医療等で受ける新たなサービス量の按分に際し、各都道府県の療養病床に入院している医療区分1の患者の70%及び療養病床入院受療率の地域間格差の改善に伴い在宅医療及び介護サービスが受け皿になった者の割合等について把握するためのデータの集計を行う。

② 都道府県が地域の在宅医療の提供体制の状況を適切に把握するとともに、医療計画に基づく施策の進捗把握を簡便に行えるよう、介護に関する情報を含め、二次医療圏単位及び市町村単位で、都道府県の地域の医療提供体制の把握に資する在宅医療・介護に関するデータの集計を行う。

【委託先】

国民健康保険中央会



22

KDBデータ（按分用データ）について

1 概要

地域医療構想に伴う追加的需要の検討に際し、療養病床の医療区分1の患者及びその他の病床等に入院している患者が退院後に受けた在宅医療、介護サービスの状況を把握するためのデータ。

2 使用データ

2018年4月から2019年9月のKDBデータ

3 対象

以下の病床等からの退院患者

- ・ 一般病棟
- ・ 回復期リハビリテーション病棟
- ・ 地域包括ケア病棟
- ・ 療養病棟、（再掲）療養病棟（医療区分1）
- ・ 介護老人保健施設

23

23

4 方法

「3 対象」の病床から退院した患者について、退院後3、6、12ヶ月の医療、介護サービスを把握することにより、在宅医療、介護サービスの利用状況や在宅医療の利用者数と介護施設入居者数の比率等を集計。

・「3 対象」の病床から退院した患者の定義

分析対象期間に診療報酬（介護報酬）のレセプトデータで「3 対象」に該当する入院基本料等が算定され、かつ対象期間のうちいずれかの月の入院レセプトが途切れた者。

退院患者の対象期間は、3、6ヶ月は2018年4月～2019年3月退院分、12ヶ月は2018年4月～2018年9月退院分を集計。

・在宅医療利用者、介護施設入居者の定義

「在宅医療利用者」は診療報酬のレセプトデータで在宅患者訪問診療料、往診料のいずれかを算定している者、「介護施設入居者」は介護報酬のレセプトデータでサービス種類コード51（介護老人福祉施設系サービス）、52（介護老人保健施設サービス）、53（介護療養型医療施設サービス）、55（介護医療院サービス）のいずれかを請求している者とした。

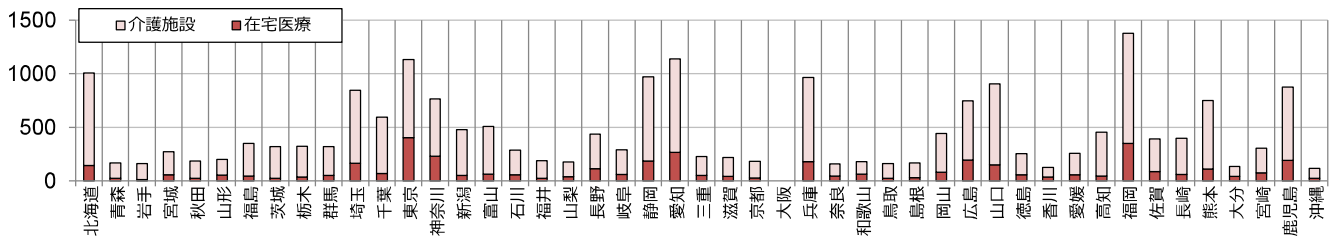
同一月に在宅医療と介護施設の両方の請求がある者については、「介護施設入居者」として集計した。

按分用データの分析結果①（3ヶ月後）

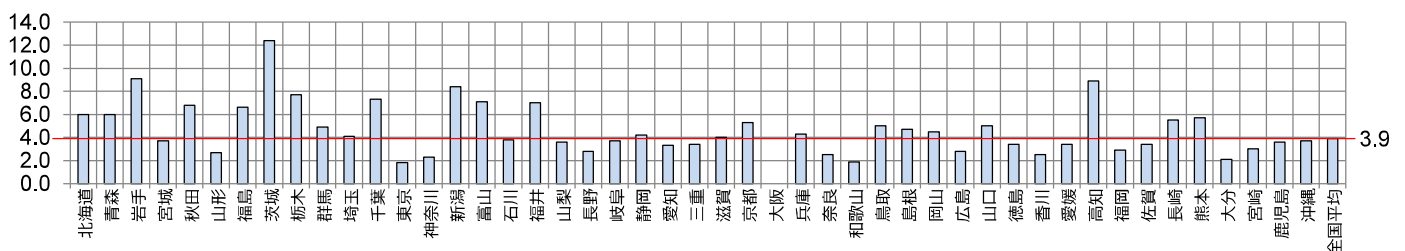
- KDBデータにより、療養病棟（医療区分1）から退院した患者の在宅医療、介護施設の利用状況を把握した。
- 退院3ヶ月後の在宅医療と介護施設の利用者の比率の全国平均は1：3.9（在宅医療：介護施設）であったが、都道府県により大きな差（1：1.8～12.4）がみられた。

療養病棟（医療区分1）から退院した患者の退院3ヶ月後の在宅医療、介護施設の利用状況（※）

■ 在宅医療利用者数、介護施設入居者数（人）



■ 在宅医療利用者数と介護施設入居者数の比率（在宅医療利用者を1とした場合の介護施設入居者の比率）



（※）対象の全期間において、医療と介護のレセプトが関連付けされた市区町村のデータを集計
集計対象外の市区町村数：福島県1、千葉県1、東京都4、京都府1
大阪府は関連付けされたのが1市町村のため、集計を未実施

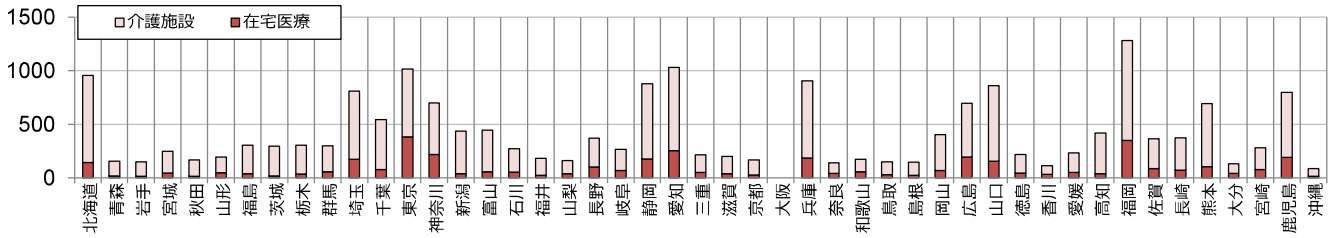
出典：医政局地域医療計画課調べ

按分用データの分析結果②（6ヶ月後）

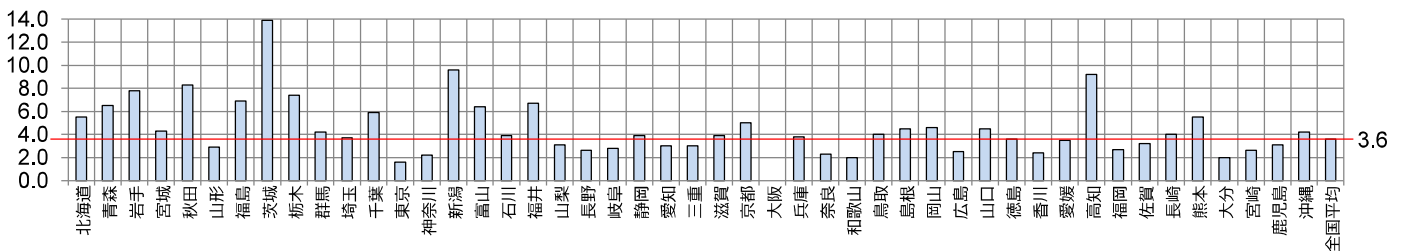
- 退院6ヶ月後の在宅医療、介護施設の利用状況は、退院3ヶ月後と大きな違いはみられなかった。

療養病棟（医療区分1）から退院した患者の退院6ヶ月後の在宅医療、介護施設の利用状況（※）

■在宅医療利用者数、介護施設入居者数（人）



■在宅医療利用者数と介護施設入居者数の比率（在宅医療利用者を1とした場合の介護施設入居者の比率）



（※）対象の全期間において、医療と介護のレセプトが関連付けされた市区町村のデータを集計
集計対象外の市区町村数：福島県1、千葉県1、東京都4、京都府1
大阪府は関連付けされたのが1市町村のため、集計を未実施

出典：医政局地域医療計画課調べ

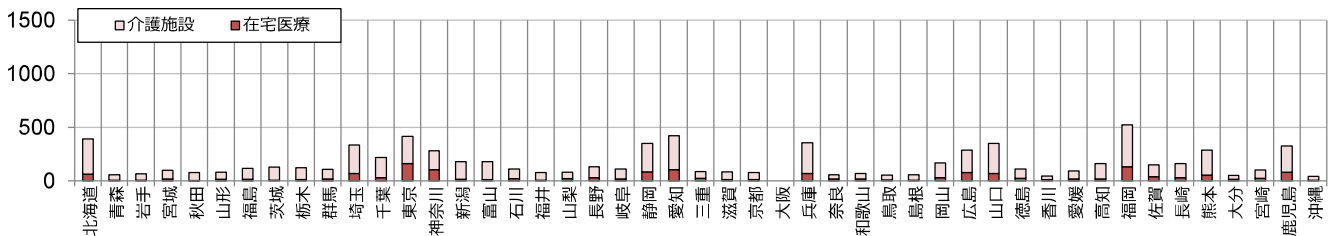
26

按分用データの分析結果③（12ヶ月後）

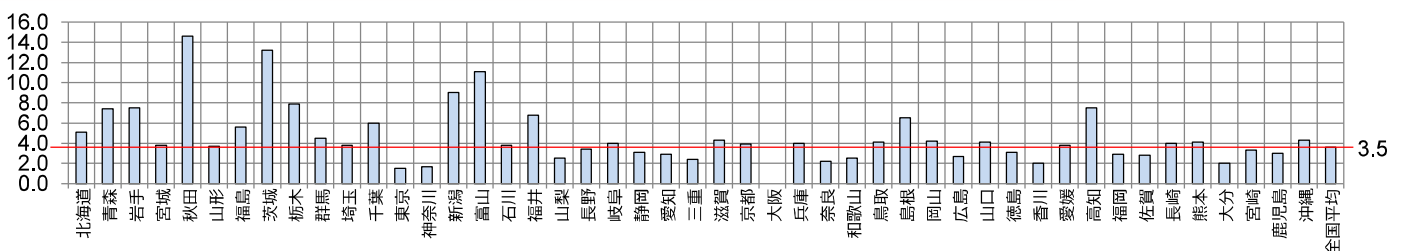
- 退院12ヶ月後の集計対象となる患者数は3ヶ月後、6ヶ月後より少ない（対象期間や死亡者数の違いによる）。
- 退院12ヶ月後の在宅医療、介護施設の利用状況は、3ヶ月、6ヶ月後と大きな違いはみられなかった。

療養病棟（医療区分1）から退院した患者の退院12ヶ月後の在宅医療、介護施設の利用状況（※）

■在宅医療利用者数、介護施設入居者数（人）



■在宅医療利用者数と介護施設入居者数の比率（在宅医療利用者を1とした場合の介護施設入居者の比率）



（※）対象の全期間において、医療と介護のレセプトが関連付けされた市区町村のデータを集計
集計対象外の市区町村数：福島県1、千葉県1、東京都4、京都府1
大阪府は関連付けされたのが1市町村のため、集計を未実施

出典：医政局地域医療計画課調べ

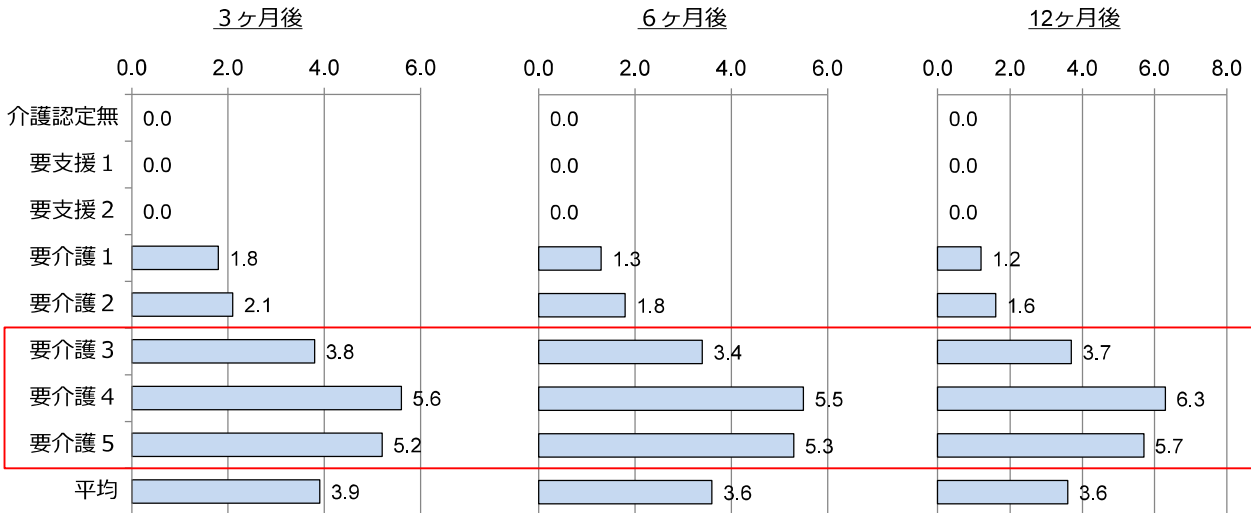
27

按分用データの分析結果④（介護認定の状況別）

- 療養病棟（医療区分1）から退院した患者の在宅医療、介護施設の利用状況を介護認定の状況別に把握した。
- 要介護度3以上の退院患者では、介護施設利用者の比率が高くなっていった。
- 退院後の期間（3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月後）では、大きな違いはみられなかった。

療養病棟（医療区分1）から退院した患者の在宅医療、介護施設の利用状況（※）

■ 在宅医療利用者数と介護施設入居者数の比率（在宅医療利用者を1とした場合の介護施設入居者の比率）



（※）対象の全期間において、医療と介護のレセプトが関連付けされた市区町村のデータを集計
集計対象外の市区町村数：福島県1、千葉県1、東京都4、京都府1
大阪府は関連付けされたのが1市町村のため、上記集計の対象外とした

出典：医政局地域医療計画課調べ

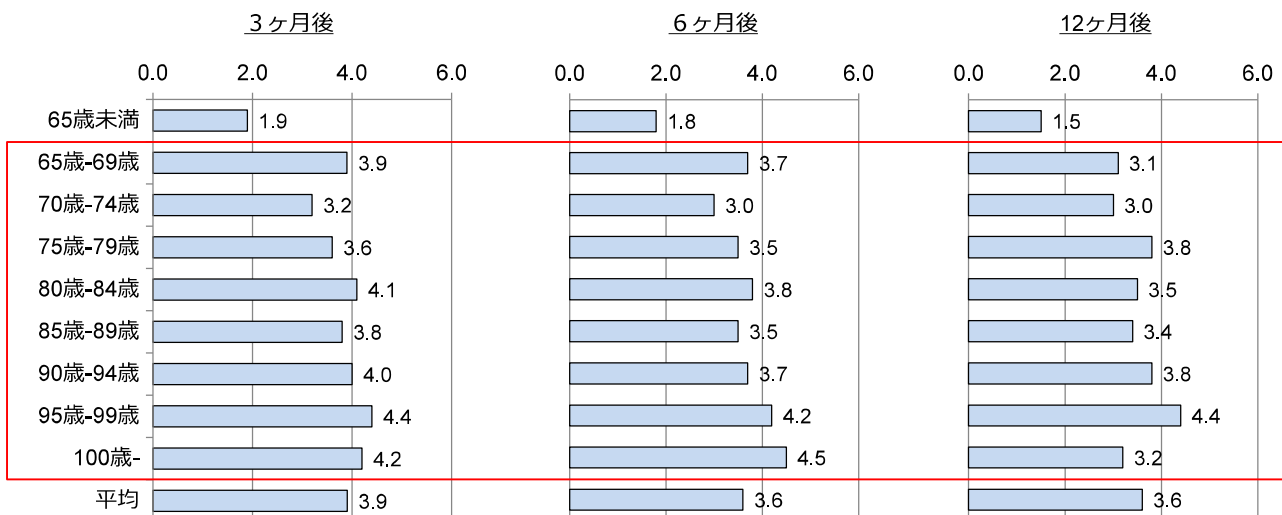
28

按分用データの分析結果⑤（年齢階級別）

- 療養病棟（医療区分1）から退院した患者の在宅医療、介護施設の利用状況を年齢階級別に把握した。
- 65歳未満は介護施設利用者の比率が他の年齢階級より低かったが、その他の階級に大きな違いはみられなかった。
- 退院後の期間（3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月後）では、大きな違いはみられなかった。

療養病棟（医療区分1）から退院した患者の在宅医療、介護施設の利用状況（※）

■ 在宅医療利用者数と介護施設入居者数の比率（在宅医療利用者を1とした場合の介護施設入居者の比率）



（※）対象の全期間において、医療と介護のレセプトが関連付けされた市区町村のデータを集計
集計対象外の市区町村数：福島県1、千葉県1、東京都4、京都府1
大阪府は関連付けされたのが1市町村のため、上記集計の対象外とした

出典：医政局地域医療計画課調べ

29

KDBデータについては、以下の点に留意して活用を行う必要がある

- 国保・後期高齢者以外の被保険者は把握できない。
 - ・被用者保険や医療扶助などは含まれないため、小児を対象とする分析等には特に注意が必要
- レセプトが電子化されていない「訪問看護療養費」は含まれない
- 市町村によっては、医療と介護の情報が突合できない。
 - ・介護受給者台帳に国保・後期資格情報を設定していない割合が50%を超える市町村が約50
- 市町村別の分析は、保険者の所在地に基づいて行っている
 - ・住所地特例等により、実際の住所と一致しない場合が考えられる

(参考資料)

在宅医療の整備目標の設定プロセスについて (患者調査の活用)

第11回医療計画の見直し等に関する検討会
平成29年6月30日 資料1改

- 医療療養病床から退院する患者の退院先の状況について、患者調査の結果をみると、以下のとおり。
- 自宅で在宅医療を受ける患者と、介護施設を利用する患者との比率は、約1：3.8となる。

	H23	H26	H29	(千人)
総数	38.5	44.1	49.2	
家庭	18.3	21.2	23.8	
当院に通院	9.1	9.6	10.5	
他の病院・診療所に通院	6.7	8.8	10.5	
在宅医療（訪問診療・訪問看護等）	1.2	1.5	1.4	
その他	1.3	1.4	1.4	
他の病院・診療所に入院	4.7	5.0	5.0	
地域医療支援病院・特定機能病院	1.1	1.2	1.5	
その他の病院	3.5	3.7	3.4	
診療所	0.1	0.1	0.1	
介護老人保健施設に入所	3.0	3.1	3.2	
介護老人福祉施設に入所	1.4	1.7	2.1	
社会福祉施設に入所	1.3	1.4	1.8	
その他（死亡・不明等）	9.9	11.7	13.2	

在宅医療：介護施設
= 1：3.8

患者調査（厚生労働省）

病床機能報告の活用①

- 病床機能報告においては、「入院前の場所、退院先の場所別の患者の状況」、「退院後に在宅医療を必要とする患者の状況」について、病棟ごとに報告することとしている。

報告様式のイメージ（令和元年度病床機能報告）

第11回医療計画の見直し等に関する検討会
平成29年6月30日 資料1改

7. 入院前の場所・退院先の場所別の入院患者の状況		
※「新規入棟患者数」及び「退棟患者数」の考え方は、上記の「6. 入院患者数の状況」と同様になります。		
① 新規入棟患者数【平成30年7月1日～令和元年6月30日の1年間】	(50)	
入棟前の場所		
上記①のうち、院内の他病棟からの転棟	(51)	
上記①のうち、家庭からの入院	(52)	
上記①のうち、他の病院、診療所からの転院	(53)	
上記①のうち、介護施設・福祉施設からの入院	(54)	
上記①のうち、介護医療院からの入院	(55)	
上記①のうち、院内の出生	(56)	
上記①のうち、その他	(57)	
② 退棟患者数【平成30年7月1日～令和元年6月30日の1年間】	(58)	
退院先の場所		
上記②のうち、院内の他病棟へ転棟	(59)	
上記②のうち、家庭へ退院	(60)	
上記②のうち、他の病院、診療所へ転院	(61)	
上記②のうち、介護老人保健施設に入所	(62)	
上記②のうち、介護老人福祉施設に入所	(63)	
上記②のうち、介護医療院に入所	(64)	
上記②のうち、社会福祉施設・有料老人ホーム等に入所	(65)	
上記②のうち、終了（死亡退院等）	(66)	
上記②のうち、その他	(67)	
8. 退院後に在宅医療を必要とする患者の状況		
① 当該病棟から退院した患者数【平成30年7月1日～令和元年6月30日の1年間】	(68)	
上記①のうち、退院後1か月以内に在宅医療を必要としない患者（死亡退院を含む）	(69)	
上記①のうち、退院後1か月以内に自院が在宅医療を提供する予定の患者	(70)	
上記①のうち、退院後1か月以内に他施設が在宅医療を提供する予定の患者	(71)	
上記①のうち、退院後1か月以内の在宅医療の実施予定が不明の患者	(72)	

第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール (R2. 7. 31)

令和2年度全国介護保険担当
課長会議資料
(令和2年7月31日掲載)

